

2022 年 10 月

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

電子交換所の稼働に伴うご案内

平素は仙台銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

全国銀行協会は 2022 年 11 月 4 日に「電子交換所」を稼働します。これに伴い、手形・小切手に係る交換業務が「手形交換所」から「電子交換所」へと移行となります。お手続きにつきまして、お客さまにご留意いただきたい事項を下記の通りお知らせいたしますのでご確認ください。

記

1. 手形・小切手のお手続きに関するご留意事項

(1) 「電子交換所」による手形・小切手の交換業務について

これまで、金融機関は人手を介して手形・小切手を搬送し「手形交換所」で交換していましたが、「電子交換所」移行後は、券面をスキャナーで読み取り、イメージデータの送受信で交換することになります。

(2) お客さまの手形・小切手の持ち込みに関する手続きに変更はございません。従来の手形・小切手について引き続きご利用いただけます。

なお、金融機関の交換業務の電子化にあたり、手形・小切手の券面への鮮明な表記をお願い申し上げますとともに、以下の注意事項についてご確認ください。

- ① 券面へのメモ書きは行わないでください。
- ② 金額欄には、金額の複記、補記はしないでください。
- ③ 漢数字で金額をご記入の場合、崩し字は使用せず、必ず楷書でご記入ください。

< 例 >

○	×
伍	伍
楷書	崩し字

- ④ 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形・小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が金額欄、銀行名に重なることないようにしてください。

2. 「電子交換所」移行に伴う払戻可能日時の変更について

当行の手形・小切手における払戻可能日時につきまして、これまでは取り扱う区分によって異なっておりましたが、「電子交換所」移行後の交換では払戻可能日時を一本化いたします。

お客さまにおかれましては、「電子交換所」移行後について、当行の払戻可能日時が従来と変更となりますことにご注意いただきますようお願い申し上げます。

《小切手》

取扱い区分	払戻可能日時	払戻可能日時	現行との 時限の差
	現行	電子交換所	
同一交換所 の他店券	入金日の 翌々営業日の 10:30	入金日の 翌々営業日の <u>12:30</u>	2 時間 遅くなる
同一交換所 以外の 他店券	入金日の 翌々営業日の 12:30		24 時間 早くなる

《手形》

取扱い区分	払戻可能日時	払戻可能日時	現行との 時限の差
	現行	電子交換所	
集中取立の 手形	支払期日の 翌営業日の 16:30	支払期日の 翌営業日の <u>12:30</u>	4 時間 早くなる

※手形期日までの持込日によって、払戻可能日時が異なる場合があります。

3. 代金取立手数料の改定について

「電子交換所」への交換業務移行に伴い、手形・小切手等に係る代金取立手数料を改定いたします。移行後も手形・小切手の安定的なサービスを行うため、代金取立手数料を引き上げさせていただくこととなりました。詳細につきましては、当行ホームページ等にてご案内させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上

じもとグループは
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先
事務部事務管理課
022 - 225 - 8240